

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

令和8年5月29日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

令和8年5月26日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名 堀邊 義人

住所 不明

ただし、土地及び建物登記記録上の住所

大阪府大阪市福島区福島二丁目2番4-501号

3 書面の受領等

当収用委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、令和8年6月19日をもって送達があったものとみなされる。